

第 15 号議案

芦屋市附属機関の設置に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

芦屋市附属機関の設置に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 2 月 17 日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、同法を引用する関係規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市附属機関の設置に関する条例等の一部を改正する条例

(芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

第1条 芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
(設置)						(設置)					
第2条 市に次のとおり附属機関を置く。						第2条 市に次のとおり附属機関を置く。					
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期	附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期
市長	芦屋市長等倫理審査会～芦屋市文化推進審議会	(略)				市長	芦屋市長等倫理審査会～芦屋市文化推進審議会	(略)			
	芦屋市情報	(1)～(4)	(略)	(略)	芦屋市情報		(1)～(4)	(略)	(略)		

改正後			改正前		
	公開・個人情報保護審査会	(5) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第28条第1項に規定する評価書に記載された同法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項について調査審議すること。 (6)・(7) （略）		公開・個人情報保護審査会	(5) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第28条第1項に規定する評価書に記載された同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項について調査審議すること。 (6)・(7) （略）
	芦屋市行政評価委員会～芦屋市消防賞じゅつ	(略)		芦屋市行政評価委員会～芦屋市消防賞じゅつ	(略)

改正後			改正前		
	審査委員会			審査委員会	
教育委員会	(略)		教育委員会	(略)	

(芦屋市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第2条 芦屋市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年芦屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（審査請求以外の調査審議の手續に係る諮問実施機関） 第11条 この条及び次条において「諮問実施機関」とは、次に掲げる機関をいう。 (1)・(2) (略) (3) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により、行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第28条第1項に規定する評価書に記載された同法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項について審査会に諮問をした機関 (4) (略)	（審査請求以外の調査審議の手續に係る諮問実施機関） 第11条 この条及び次条において「諮問実施機関」とは、次に掲げる機関をいう。 (1)・(2) (略) (3) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により、行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第28条第1項に規定する評価書に記載された同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項について審査会に諮問をした機関 (4) (略)

(芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正)

第3条 芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年芦屋市条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
(定義)			(定義)		
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。			第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。		
(1)・(2) (略)			(1)・(2) (略)		
(3) 特定個人情報 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。			(3) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。		
(4) 特定個人情報ファイル 番号法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。			(4) 特定個人情報ファイル 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。		
(5) 個人番号利用事務実施者 番号法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。			(5) 個人番号利用事務実施者 番号法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。		
(6) 情報提供ネットワークシステム 番号法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。			(6) 情報提供ネットワークシステム 番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。		
(7)・(8) (略)			(7)・(8) (略)		
別表第2 (第3条関係)			別表第2 (第3条関係)		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1 市長	(略)		1 市長	(略)	

改正後			改正前		
2 市長	国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの～介護保険給付関係情報であって規則で定めるもの	2 市長	国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの～介護保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）による入所等措置に関する情報（以下「障害者支援施設等入所等措置関係情報」という。）であって規則で定めるもの			身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）による入所等措置に関する情報（以下「障害者支援施設等入所等措置関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの～外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの			生活保護関係情報であって規則で定めるもの～外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
3 市長～ 9 市長	(略)	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの	3 市長～ 9 市長	(略)	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例（昭和 48 年芦屋市条例第 4 号）による医療費の助成に関する情報（以下「医療費助成関係情報」という）であって規則で定めるもの

（芦屋市市税条例の一部改正）

第 4 条 芦屋市市税条例（昭和 59 年芦屋市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」と

いう。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(市民税の申告) 第 2 9 条 (略) 2 ～ 7 (略) 8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第 1 3 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から 2 月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 1 6 項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。 (施行規則第 1 5 条の 3 第 3 項並びに第 1 5 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定による補正の方法の申出) 第 7 2 条 施行規則第 1 5 条の 3 第 3 項並びに第 1 5 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年 1 月 3 1 日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出す	(市民税の申告) 第 2 9 条 (略) 2 ～ 7 (略) 8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第 1 3 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から 2 月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 1 5 項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。 (施行規則第 1 5 条の 3 第 3 項並びに第 1 5 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定による補正の方法の申出) 第 7 2 条 施行規則第 1 5 条の 3 第 3 項並びに第 1 5 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年 1 月 3 1 日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出す

改正後	改正前
る者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(4) (略) 2 (略) (種別割の減免) 第98条 (略) 2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項(同項第3号については、第3号から第7号までを除く。)を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (2)～(7) (略) 3・4 (略) (特別土地保有税の減免) 第123条 (略) 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出	る者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(4) (略) 2 (略) (種別割の減免) 第98条 (略) 2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項(同項第3号については、第3号から第7号までを除く。)を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (2)～(7) (略) 3・4 (略) (特別土地保有税の減免) 第123条 (略) 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出

改正後	改正前
しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項第２号に該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第<u>16</u>項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)・(3) (略) 3 (略) （入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告） 第１５４条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。 (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第<u>16</u>項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (2)・(3) (略)	しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項第２号に該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第<u>15</u>項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)・(3) (略) 3 (略) （入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告） 第１５４条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。 (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第<u>15</u>項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (2)・(3) (略)

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

芦屋市附属機関の設置に関する条例等の一部改正要綱

1 改正の趣旨

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、同法を引用する関係規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

次の条例中に引用する項の繰下げに伴う規定の整理

- (1) 芦屋市附属機関の設置に関する条例
- (2) 芦屋市情報公開・個人情報保護審査会条例
- (3) 芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
- (4) 芦屋市市税条例

3 施行期日

令和7年4月1日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律抜粋
(部分は、令和7年4月1日施行)

(定義)

第2条 (第1項省略)

(第2項から第8項まで省略)

9 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。第7条第1項及び第2項、第8条並びに第48条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除き、以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。

10 この法律において「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

(第11項及び第12項省略)

13 この法律において「個人番号利用事務実施者」とは、個人番号利用事務进行处理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

(第14項省略)

15 この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第108号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び~~機構~~並びに第19条第8号に規定する情報照会者及び情報提供者並びに同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者をいう。第7章を除き、以下同じ。）の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第19条第8号又は第9号の規定による利用特定個人情報の提供を管理するために、第21条第1項の規定に基づき内閣総理大臣が設置し、及び管理するものをいう。

16 この法律において「法人番号」とは、第39条第1項又は第2項の規定により、特定の法人その他の団体を識別するための番号として指定されるものをいう。